

諸外国における生態影響関連の規制の実例

主に新規化学物質について、生態影響評価を踏まえて規制が実施されている米国、EU、オーストラリア及びカナダにおける事例をとりまとめた。

生態影響関連の規制については、米国、EU及びオーストラリアではパターン化した形で実施されている（米国では定型的な SNUR（重要新規利用規則）による規制が実施されており、EUとオーストラリアでは試験データにより定型的な文章による表示を義務付けている）。カナダでは物質ごとに規制の内容が定められており、定型的ではない。

なお、新規化学物質の届出データは、EUでは全く公開されておらず、米国、オーストラリア及びカナダでは届出者が公開を拒否するデータを除き原則的に公開されている。

1. 米国における規制例

米国では、新規化学物質は TSCA に届け出られており、EPA がこれらを審査した結果、その化学物質に関するリスクを正当に評価する十分な情報がなく、かつ人や環境に不当なリスクをもたらす恐れがある、又は 相当な量の環境への放出若しくは人への暴露の恐れがあると判断した化学物質の製造、輸入又は利用を TSCA に基づき制限又は禁止する規制を行う。

この規制は重要新規利用規則（SNUR）と呼ばれており、現在この規則の対象になっている物質は約 600 以上にのぼっている。

SNUR は、予想されるあらゆる種類の規制を網羅的に予め収録したものであり、規制対象物質毎にこの内の適切な規制をピックアップして、対象物質に当てはめる形式を採用している。

なお、SNUR 対象物質を製造、輸入又は利用する場合には、その化学物質の SNUR の要件を遵守する必要がある、遵守できない場合はその製造、輸入又は利用の 90 日前までに重要新規利用届出を EPA へ提出する必要がある。

次に SNUR により規制対象になっている物質の事例を示すが、これら物質の安全性データは公表されていないため、どのようなデータによって SNUR の対象となったかは不明である。また、全ての SNUR の要件として、譲渡する化学物質が SNUR の対象となっていることを文書で顧客へ通知することが義務付けられている。

- 1) Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate; 126-72-7; 既存化学物質
SNUR 要件：届出なく行うすべての利用
- 2) 1,2,4,5-Tetrachlorobenzene; 95-94-3; 既存化学物質
SNUR 要件：届出なく行うすべての利用について、施設当り年間 10,000 ポンド以上の製造、輸入、加工
- 3) Benzenediazonium, 4-(dimethylamino)-, salt with 2-hydroxy-5-sulfobenzoic acid, (1:1); 124737-31-1; P-90-1366
SNUR 要件：次を遵守すること
- (1) 作業場では経皮暴露防止用個人保護具を着用すること
 - (2) 作業場では化学ゴーグルと手袋を着用すること
 - (3) ダストおよびミストの暴露がありうる作業場では、呼吸用保護具を着用すること
 - (4) 供給者は使用者が本規定を遵守しない場合には、出荷を停止すること
 - (5) 作業場での有害性周知プログラムを作成すること
 - (6) 容器、保管場所等に表示をすること
 - (7) MSDS の整備をすること
 - (8) 有害性について従業員の周知、教育、訓練を行うこと
 - (9) 累積合計 31,000 kg を超えて製造、輸入を行わないこと
 - (10) 水系への排出濃度が次の計算式で計算した N 値で 80ppb を超えないこと
$$N = (\text{数量 kg/d/site}) / (\text{受入水系の流量 million L/d}) \times 1000$$
- 4) Mixed methyltin mercaptoester sulfides; 総称名; P-92-177
SNUR 要件：次を遵守すること
- (1) 作業場での有害性周知プログラムを作成すること
 - (2) 容器、保管場所等に表示をすること
 - (3) MSDS の整備をすること
MSDS には、「皮膚刺激あり」「神経毒性あり」「出生異常をおこす」「免疫毒性あり」「皮膚接触を避ける」「吸入を避ける」「魚類に有毒」「水生生物に有毒」「処分が制約される」旨の記載をすること
 - (4) 有害性について従業員の周知、教育、訓練を行うこと
 - (5) 同意命令で定められた量を超えて製造、輸入を行わないこと
 - (6) 処分をする場合は焼却、埋め立て以外の方法で行わないこと
 - (7) 水系への排出濃度が次の計算式で計算した N 値で 2 ppb を超えないこと
$$N = (\text{数量 kg/d/site}) / (\text{受入水系の流量 million L/d}) \times 1000$$

5) Poly(oxy-1,2-ethanediyl), -methyl- -hydroxy, ester with boric acid;
106008-94-0; P97-637

SNUR 要件：次を遵守すること

- (1) 作業場では個人用手袋を着用すること
- (2) 水系への排出濃度が次の計算式で計算した N 値で 300ppb を超えないこと

$$N = (\text{数量 kg/d/site}) / (\text{受入水系の流量 million L/d}) \times 1000$$

2 . E Uにおける表示例

E Uでは、新規化学物質については届出データに基づいて分類、表示を義務付けており、既存化学物質についてはE C委員会が調査した結果により新規化学物質と同様な分類、表示を行うように定めている。

分類、表示の対象である化学物質は、新規化学物質、既存化学物質共に「危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令 67/548/EEC」の Annex (危険な物質リスト) に記載されている。このリスト内の物質は逐次追加されており、第2 1次修正('94.12.31)までに収録されている物質の概要は次のとおりである。

- 物質数：2,201 物質 (既存化学物質 1,991 物質 (注) 新規化学物質 210 物質)

(注) 1,991 物質の内、718 物質がタール、天然ガス、石油留分等の天然物由来のものであるため、いわゆる合成物質はかなり少なくなる。

- 環境有害物質：238 物質 (既存化学物質 104 物質、新規化学物質 134 物質；下に説明されている N, R50, R51, R52, R53 のいずれかに該当するもの)

E Uにおいて生態影響試験の分類、表示は以下に従って行われている。

1. N, R50(水生生物に猛毒性(very toxic))
急性魚毒性の LC50、急性ミジンコ毒性 EC50、藻類生長阻害 EC50 のいずれかが 1 mg/l であるもの。
2. N, R50/53 (水生生物に猛毒性(very toxic)、水生環境で長期の有害性影響を及ぼす恐れがある)
急性魚毒性の LC50、急性ミジンコ毒性 EC50、藻類生長阻害 EC50 のいずれかが 1 mg/l であり、生分解性がないか log Pow が 3.0 であるもの。
3. N, R51/53 (水生生物に毒性(toxic)、水生環境で長期の有害性影響を及ぼす恐れがある)
急性魚毒性の LC50、急性ミジンコ毒性 EC50、藻類生長阻害 EC50 のいずれかが 1 mg/l 以上かつ 10 mg/l 以下であり、生分解性がないか log Pow が 3.0 であるもの。

4. R52/53 (水生生物に有害性(harmful)、水生環境で長期の有害性影響を及ぼす恐れがある)
急性魚毒性の LC50、急性ミジンコ毒性 EC50、藻類生長阻害 EC50 のいずれかが 10 mg/l 以上かつ 100 mg/l 以下であり、生分解性がないか log Pow が 3.0 であるもの。
5. R52 (水生生物に有害性(harmful))
上の 1 ~ 4 には該当しないが、水生生態系の構造、機能に危険性をもたらしうるもの。
6. R53 (水生環境で長期の有害性影響を及ぼす恐れがある)
上の 1 ~ 5 には該当しないが、水生生態系の構造、機能に長期の又は遅発性の危険性をもたらしうるもの。例えば、水溶解度が 1 mg/l より低く、容易に分解されず、かつ log Pow が 3.0 であるもの。

また、これらの対象となっている事例として、次のようなものがある。

- 1) Z-2; A mixture of isomers of ethylenediammonium O,O-bis(octyl) phosphorodithioate; 400-520-1
分類：Xn (有害性) C (腐食性) N (環境危険性)
危険性表示：R22 (飲み込むと有害性)
R34 (火傷を引き起こす)
R50/53 (水生生物に猛毒性、水生環境で長期の有害性影響を及ぼす恐れがある)
安全性表示：(S1/2 (錠をかけ子供の手の届かない所に保存すること))
S24/25 (皮膚および眼との接触をさけること)
S26 (眼と接触した場合は、直ちに多量の水で洗い医師の診断を受けること)
S28 (皮膚との接触後、直ちに多量の...(製造業者が指定する)で洗うこと)
S39 (眼/顔面用の保護具を着用すること)
S45 (事故の場合または気分が悪い場合には、直ちに医師の診断を受けること(可能であればラベルを示すこと))
S60 (この物質およびその容器は危険有害な廃棄物として処理されなければならない)
S61 (環境への放出を避けること 特別な使用説明書/安全性データシートを参照すること)

2) AF-336; 2-Methyl-5-(1,1,3,3-tetramethylbutyl)hydroquinone; 400-530-6

分類：Xi (刺激性) C (腐食性) N (環境危険性)

危険性表示：R41 (眼に重大な障害のリスク)

R43 (皮膚接触により感作を起こす恐れがある)

R51/53 (水生生物に毒性、水生環境で長期の有害性影響を及ぼす
恐れがある)

安全性表示：(S1/2 (錠をかけ子供の手の届かない所に保存すること))

S24/25 (皮膚および眼との接触をさけること)

S26 (眼と接触した場合は、直ちに多量の水で洗い医師の診断を
受けること)

S37 (適当な手袋を着用すること)

S61 (環境への放出を避けること 特別な使用説明書 / 安全性データシートを参照すること)

3) C.I. Disperse Blue 356; 2-[4-N,N-bis(-methoxycarbonylethyl)amino-2-methylphenylazo]-3-ethoxycarbonyl-5-nitrothiophene; 400-460-6

分類：該当なし

危険性表示：R43 (皮膚接触により感作を引き起こす恐れがある)

R52/53 (水生生物に有害性、水生環境で長期の有害性影響を及ぼす
恐れがある)

安全性表示：(S2 (子供の手の届かないように保管すること))

S24 (皮膚との接触をさけること)

S37 (適当な手袋を着用すること)

S61 (環境への放出を避けること 特別な使用説明書 / 安全性データシートを参照すること)

4) Bronopol (INN); 2-Bromo-2-nitropropane-1,3-diol; 200-143-0

分類：Xn (有害性) Xi (刺激性) N (環境危険性)

危険性表示：R21/22 (皮膚と接触するおよび飲み込むと有害性)

R37/38 (呼吸器系および皮膚を刺激する)

R41 (眼に重大な障害のリスク)

R50/53 (水生生物に猛毒性、水生環境で長期の有害性影響を及ぼす
恐れがある)

安全性表示：(S2 (子供の手の届かないように保管すること))

S26 (眼と接触した場合は、直ちに多量の水で洗い医師の診断を
受けること)

- S37/39 (適当な手袋および眼 / 顔面用の保護具を着用すること)
- S60 (この物質およびその容器は危険有害な廃棄物として処理されなければならない)
- S61 (環境への放出を避けること 特別な使用説明書 / 安全性データシートを参照すること)

3 . オーストラリアにおける新規化学物質の規制例

オーストラリアでは、新規化学物質の届出があった場合、提出データのリスク評価結果に基づき当該物質の取扱上遵守すべき事項を届出者に勧告している。

この勧告は、届出者が機密事項として公表を拒まない全ての安全性等を含む届出物質の詳細データと共に、当局が月に 1 回発行する Chemical Gazette で公表されている。

2000 年に届け出られた新規化学物質の総数と生態毒性関係で勧告された件数は次のようである。

- 届出件数 NA 95 件、PLC 49 件
(注 : NA とは Notification Assessment (届出審査) であり、PLC とは Polymer of Low Concern (低懸念ポリマー) を意味する)
- 生態毒性関係の勧告件数 12 件
(上記 12 件は全て NA 対象物質であり、PLC には生態毒性上問題物質はない)

1) NA/500; Varisoft 3690

A. 届出物質の詳細

物質名 : 1-Methyl-2-noroleyl-3-oleic acid-amidoethylimidazolium-methyl sulfate

毒性の概要 : 中程度または重度の皮膚刺激性、重度の眼刺激性、皮膚感作の可能性、変異原性なし、低い急性経口毒性、人には感作性なし、

R43 – May Cause Sensitisation by Skin Contact

R41 – Risk of Serious Damage to Eyes

R38 – Irritating to Skin

環境影響 : ミジンコに対して非常に強い毒性あり、藻類に対して非常に強い毒性あり、魚類に対して中程度の毒性

環境放出濃度は水生生物への急性毒性レベルよりも低いですが、連続的に水系に放出されると濃縮され、毒性レベルに至る可能性がある。

このため、安全係数は限界ぎりぎりであり、環境有害性を完全には排除で

きない。

B. 勧告

Varisoft 3690 の職業暴露、特に皮膚と眼の接触を低減するために、次の指針と注意事項を遵守すること。

- ・ オーストラリア、ニュージーランドの基準 (AS/NZS) 1337 を遵守するためオーストラリア基準 (AS) 1336 により安全ゴーグルを選定し、調整すること；作業着は AS 2919 と AS 3765.1 に定める仕様に適合すること；不浸透性の手袋は AS/NZS 2161.2 に適合すること；作業用の靴は AS/NZS 2210 に適合すること。
- ・ 申請物質の漏洩を避けること。漏洩した場合には直ちに吸収剤で清掃し、廃棄用の容器に保管すること。
- ・ 申請物質の経皮暴露を避け、皮膚接触があった場合は水で直ちに除去するよう従事者の衛生管理を充分に行うこと。申請物質への連続皮膚暴露により皮膚炎を起こすおそれがあるので、皮膚の変化がみられた場合には衛生管理者へ連絡するよう教育すること。職業上の皮膚炎防止策については、NOHSC Guide Occupational Diseases of the Skin に記載されている。

本評価では、申請物質は届出者のいう割合で使用すると環境への有害性をもたらす恐れがある。しかし、この有害性は自然水的作用で緩和されうる。申請者は、最終使用者の工場に関する次の情報を 1 年毎に当局へ報告すること。

- ・ 水系での届出物質の累積状況を調べるために、排水に近い場所の湖沼水を使つての慢性ミジンコ試験結果
- ・ 主排水からの水を使った生物毒性試験結果

2) NA/770; Polymer in Ironguard

A. 届出物質の詳細

数平均分子量 > 1,000 であり、高カチオン性、アミン官能基当量 = 214 ~ 251g/l 危険物質に分類されない。

わずかな眼と皮膚への刺激性あり。

魚とミジンコの毒性は毒性なし

藻類試験では、ErC₅₀ = 150mg/l、NOEC = 37mg/l

PEC 計算値 = 0.5mg/l

以上のデータでは全く安全であるが、文献によると類似の高カチオン性ポリマーは水生毒性 (藻類、ミジンコ、魚) が非常に高い (藻類の EC₅₀ は 0.01mg/l) と報告されている。

提出データが文献値と異なる理由は判らず、確認する手立てもないので、提出さ

れた生態毒性データは注意して扱う必要がある。

B. 勧告

Ironguard のポリマーの職業暴露を低減するために、次の指針と注意事項を遵守すること。

- ・ オーストラリア、ニュージーランドの基準 (AS/NZS) 1337 を遵守するためオーストラリア基準 (AS) 1336 により安全ゴーグルを選定し、調整すること；作業着は AS 2919 と AS 3765.1 に定める仕様に適合すること；不浸透性の手袋は AS/NZS 2161.2 に適合すること；作業用の靴は AS/NZS 2210 に適合すること。
- ・ 申請物質の漏洩を避けること。漏洩した場合には直ちに吸収剤で清掃し、廃棄用の容器に保管すること。
- ・ 経口摂取を避けるために従事者の衛生管理を充分に行うこと。
- ・ MSDS を従業員の閲覧に供すること。

3) NA/815; Z-41

A. 届出物質の詳細

届出物質 (ポリマー) の詳細は不明。100 ~ 500 t/y を輸入。

経口毒性は低く、経皮毒性は低いと推定される。皮膚、眼への刺激性なく、感作性もないと推定される。

提出された生態毒性試験結果では、魚と藻類にわずかな毒性を示し、ミジンコへは毒性なしである。

B. 勧告

- ・ 申請ポリマーを含有する輸入製品は水系環境に放出しないこと。

Z-41 の職業暴露を低減するために、次の指針と注意事項を遵守すること。

- ・ 申請ポリマーを含有する製品を業務上使用する際には、眼の保護具、化学的耐性の作業着、靴及び手袋を使用すること。供給者が奨める材質の手袋について MSDS を参照すること。設備対策及び作業管理ではエアロゾルと蒸気圧を安全レベルまで低減できない場合には、有機用呼吸マスクを着用すること。
- ・ 申請物質の漏洩を避けること。漏洩した場合には直ちに吸収剤で清掃し、廃棄用の容器に保管すること。
- ・ MSDS を従業員の閲覧に供すること。

NOHSC Approved Criteria for Classifying Hazardous Substances で評価して申請ポリマーを含有する製品が健康に有害である場合には、州及び準州の有害物質規制に適合する作業基準と管理方法を実施しなければならない。

4) NA/899; Lanthanum Modified Clay (Phoslock)

A. 届出物質の詳細

5,000 t/y 未満を製造。

毒性データの提出はなし。

乾燥 bentonite clay (Phoslock)は呼吸器喘息のような肺疾患を起こしうる。

有害物質に分類されない。

届出物質は河川、湖沼等の可溶性リンを除去するのに使われる。水系へのランタンの遊離、放出に伴う藻類への影響の可能性がある。

溶存ランタンはミジンコ、その他の種に有毒である。

PEC = 20 μ L であり、溶出物のミジンコ EC50 = 80 μ L であるので、安全係数が高いと言えない。

B. 勧告

Phoslock の職業暴露を低減するために、次の指針と注意事項を遵守すること。

- ・ オーストラリア、ニュージーランドの基準 (AS/NZS) 1337 を遵守するためオーストラリア基準 (AS) 1336 により安全ゴーグルを選定し、調整すること ; 作業着は AS 2919 と AS 3765.1 に定める仕様に適合すること ; 不浸透性の手袋は AS/NZS 2161.2 に適合すること ; 作業用の靴は AS/NZS 2210 に適合すること ; 顔面用マスクは AS/NZS 1715 及び AS/NZS 1716 その他の国際的に受け入れられている基準に適合すること。
- ・ 申請物質の漏洩を避けること。漏洩した場合には直ちに吸収剤で清掃し、廃棄用の容器に保管すること。
- ・ MSDS を従業員の閲覧に供すること。
- ・ Lanthanum Modified Clay 及び吸入性粉塵の全成分が作業場で NOHSC 暴露基準を超えないよう留意すること。有効な換気と密閉下での移送及び混合に留意すること。

Phoslock の公衆暴露を低減するために、次の指針と注意事項を遵守すること。

- ・ 飲料水中に溶存ランタンが混在しないよう留意すること。
- ・ 申請物質が分散され、水中の申請物質の濃度が減少するまでは水処理場へ公衆を近づけないこと

Phoslock の環境影響を低減するために、次の指針と注意事項を遵守すること。

- ・ 水系への使用時に放出される遊離ランタンの量を低減するために、Lanthanum Modified Clay の製造工程を最適化すること。
- ・ 届出物質を将来商業的に展開する場合には、追加的な生態学的試験データを

収集し、二次届出時に提出すること。

- ・届出物質の使用前に州の環境省その他の水質規制当局へ通知すること。
- ・ハゼのような鋭敏な海底種を保護するための適切な対策を採ること。
- ・スプレイ法によりクレーの分散液を水系に散布する場合、充分注意すること。
植物相と海岸生息の動物相の攪乱を避けるために河川とダムの堤防へのスプレ
レイを出来るだけ避ける方策を採るべきである。
- ・商業的な展開後に、届出物質の適切な使用とクレーの分散液の水系への適切
な適用方法に関する指針一式を作成すること。

4 . カナダにおける新規化学物質の規制例

カナダでは、届出された新規化学物質は Environmental Canada と Health Canada で審査され、まず有害 (toxic) であるか否かが評価される。

有害でなければ製造、輸入が自由になるが、有害であると判定されると次の措置が採られる。

- (a) 特定条件下で製造、輸入を許可する。
- (b) Significant New Activities による規制 (米国 TSCA の SNUR に類似)
- (c) 製造、輸入の禁止
- (d) 暫定的に製造、輸入の禁止を届出者に通知し、その後 2 年以内に禁止を解除する
か、最終的な禁止を行う措置を採る。
- (e) 補足情報の請求

規制対象物質の安全性データは公表されていないため、次に示す規制例が生態影響により規制対象になっているかは不明であるが、規制の内容が環境影響を防止する点に重点が置かれているものを例示する。

次の 1) と 2) は上の(a)の事例、 3) は(d)の事例の内禁止されたものである。

1) Stannane, butyltris(dodecylthio)-, CAS No. 15666-28-1

有害性のおそれありとされた新規届出物質 Stannane, butyltris(dodecylthio)-, CAS No. 15666-28-1 については年間 5 トン以上、累積 25 トン以上輸入することができる。

このための条件として 9 つの条件が設定されている。

- 1 . PVC の安定剤としてのみ使用すること
- 2 . 廃棄する場合
 - ・容器を適切な溶剤で洗浄すること
 - ・液体廃棄物の全てを収集すること

- 3 . 全液体廃棄物を
 - (a) 許可された設備で焼却すること
 - (b) 廃棄の前に固形化すること
 - (c) P V C 反応に導入すること、または
 - (d) 上記(a)から(c)の処理までは完全に密閉しておくこと
 - 4 . 上記2 と 3 に反して届出物質が環境に漏洩された場合には、届出者はそれ以上の漏洩を防止するためのあらゆる措置をとり、漏洩物の分散を制限すること。さらに、届出者はカナダ環境保護法で指定された最寄りの監視官を經由して環境省長官へ報告すること。顧客についても、当該顧客の設備において届出物質の漏洩を生じた場合には、同様の措置を採るものとする。
 - 5 . 届出者は、次の記録を含む全ての記録を電磁式または紙により保持すること
 - ・ 届出物質の用途
 - ・ 輸入、販売、購入、使用される届出物質の数量
 - ・ 届出物質を購入する各顧客の名称、住所
 - ・ 届出物質を含む廃棄物の処理設備の名称、住所、及び当該廃棄物がこの条件を遵守して廃棄されたという記録
 - ・ 届出者が顧客、廃棄物処理会社に当該条件を通告したこと、並びに受け取った会社が当該条件に適合していること
 - 6 . 届出者は、上記5 において作成された電磁式または紙による記録を、当該届出者のカナダ本社に5 年以上保存すること
 - 7 . 顧客は、5 に設定された全規定を含む、これら記録に含まれる情報の有効性を証明する文書を電磁式または紙により保持すること
 - 8 . 顧客は、上記7 において作成された電磁式または紙による記録を、当該届出者のカナダ本社に5 年以上保存すること
- 届出者が届出物質を製造する場合には、当該製造の3 0 日前までに文書により環境省長官に報告すること

2) Ethaneperoxoic acid, 1,1-dimethylpropyl ester, CAS No.690-83-5

有害性のおそれありとされた新規届出物質 Ethaneperoxoic acid, 1,1-dimethylpropyl ester, CAS No.690-83-5 については、届出者が次の条件を遵守し、当該条件を当該物質の全顧客、使用者に文書で通知し、届出物質の輸送の前に顧客、使用者からこれら条件を守ることを文書で確認する。

- 1 . 届出物質は次の条件下で重合開始剤としてのみ使用される。
 - (a) 排水処理前に、届出物質を入れていた容器の洗浄により生じる液体廃棄物を高温排水ストリッピング塔を通して処理すること、または
 - (b) 届出物質を入れていた容器の洗浄により生じる全液体廃棄物を重合反応系

に投入すること

- 2 . 上記 1 項に反して環境への届出物質の漏洩が生じる場合には、届出者はそれ以上の漏洩を防止し、拡散を制限するあらゆる方策を直ちに採るものとする。さらに、届出者はカナダ環境保護法で指定された最寄りの監視官を經由して環境省長官へ報告すること。顧客についても、当該顧客の設備において届出物質の漏洩を生じた場合には、同様の措置を採るものとする。
- 3 . 届出者は、次のものを含む電気式または紙による記録、並びにこれら記録中の情報の有効性を裏付ける文書を保持し、環境省職員による閲覧に供するものとする。
 - ・ 届出物質の用途
 - ・ 輸入、販売、購入、使用される届出物質の数量
 - ・ 届出物質を購入する各顧客の名称、住所
 - ・ 届出者が顧客、使用者に当該条件を通告したこと、並びに受け取った会社が当該条件に適合すること
- 4 . 届出者は、上記 3 において作成された電磁式または紙による記録を、当該届出者のカナダ本社に 5 年以上保存すること
- 5 . 使用者は、次のものを含む電気式または紙による記録、並びにこれら記録中の情報の有効性を裏付ける文書を保持し、環境省職員による閲覧に供するものとする。
 - (a) 排水ストリップング塔の温度、及び届出物質を入れていた容器の洗浄で生じる廃液を処理するのに使用する度の、排水ストリップング塔内の届出物質の滞留時間
 - (b) 3 で設定された全情報規定
- 6 . 使用者は、上記 5 において作成された電磁式または紙による記録を、当該届出者のカナダ本社に 5 年以上保存すること
- 7 . 届出者が届出物質を製造する場合には、当該製造の 30 日前までに文書により環境省長官に報告すること

3) (4-Chlorophenyl)cyclopropylmethanone, O-[(4-nitrophenyl)methyl]oxime

1995年12月に頭書物質が届出られ、審査された。この結果、有害のおそれがあることが判明し、1995年12月20日に製造、輸入が暫定的に禁止され、この暫定的な禁止措置が1996年5月4日のカナダ官報に公示され、最終的に1998年9月16日付けカナダ官報で製造禁止物質に指定された。当局の評価結果は次のとおりである。

届出物質の環境排出はプラント排水を經由して河川水に移動し、河川水中の物質

濃度は 800 ng/L と推定された。

届出物質の生分解性は不良であり、十分な加水分解性は見られなかった。また、log Pow は 6.3 と大きく生物濃縮の可能性が示唆された。

生態毒性では、ミジンコ毒性がもっとも著しく、EC50 は 18 µg/L、NOEL は 4.7 µg/L であった。このデータにより、水生生物への懸念濃度を慢性 18 ng/L、急性 470 ng/L とした。河川水中の predicted environmental concentration は懸念濃度を慢性では 40 倍、急性では 2 倍超過している。

健康影響については、感作性、亜急性試験での有害影響、Ames 試験での遺伝毒性、in vitro と in vivo 試験での不確定な遺伝毒性を示した。

以上の結果から、当局は届出物質が環境に短期的、長期的な影響を及ぼしうる濃度で環境に侵入しうると結論した。従って、当該物質は法で定める「有害性」であると考えられる。